

## 四條畷市所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成20年四條畷市規則第7号）第8条の規定に基づいて交付する四條畷市所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、所有者不明猫に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を行う場合において、その費用の一部を補助することにより、所有者不明猫の繁殖を抑制し、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)所有者不明猫 市内に生息する所有者又は飼い主が不明である猫をいう。
- (2)不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する処置をいう。
- (3)去勢手術 雄猫の精巣を摘出する処置をいう。
- (4)耳カット 手術済みの証として所有者不明猫のいずれか一方の耳の先端をV字に切除する処置をすることをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 3名以上で構成される団体であること。ただし、団体の構成員は別世帯の満18歳以上の者に限る。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者を1名以上含む団体であること。
- (3) 交付申請日において、団体の構成員に四條畷市税の滞納がないこと。

(補助対象)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、獣医療法第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に定める診療施設の獣医師が行う手術とする。また、手術済みであることを目視で確認できる指標として耳カットを実施したものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を限度として、実際に手術に要した費用に相当する額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき7,000円

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（審査）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果を所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（実施報告等）

第9条 前条の審査の結果、補助金を交付することが決定した者（以下「被決定者」という。）は、当該決定した日から30日以内に手術を実施しなければならない。ただし、決定日が3月1日以降のものについては、当該年度の末日までに手術を実施するものとする。

2 被決定者は、手術実施後14日以内に、所有者不明猫不妊・去勢手術実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）手術費用の領収書の写し

（2）手術前後の写真（全身及び耳カットがわかるもの）

（3）その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第10条 前条の規定により、補助金を交付することを決定した日から30日以内に当該申請に係る所有者不明猫の手術が実施されなかった場合又は手術実施後14日以内に手術実施報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取消したときは、被決定者に所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助対象者に所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金確定通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付

するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。